

様式2

不利益処分に係る処分基準

処分の名称	終身建物賃貸借認可事業者に対する改善命令	
根拠条例・規則等名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	
条項	第69条	
所管部課	建設局 建築部 住宅政策課 (電話: 048-829-1520)	
処分基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	処分基準は、法第69条の定めによる。
	設定等年月日	平成13年8月5日設定 令和7年10月1日最終改正
	備考	